

ファミリーホーム運営マネージメント研修

5. 子どもの権利擁護

愛知教育大学 心理講座
安藤久美子

この講義の内容

- 1 はじめに
- 2 子どもの権利
- 3 虐待防止の取り組み
- 4 身体拘束への対応
- 5 アンガーマネージメント・適切な関わり

令和4年度

1 はじめに

- 子どもの権利とはなんですか？

令和4年度

2 子どもの権利

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約) 全54条

- 1989年11月20日 国連総会決議により採択 1990年9月2日発効
- 日本での批准1994年4月22日(158か国目) 日本での発効1994年5月22日
以下、外務省による政府訳

• 第3条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締結国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、**児童の福祉に必要な保護及び養護を確保すること**を約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- (3 ここでは略)

令和4年度

2 子どもの権利②

・第7条

1 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。

(2 ここでは略)

令和4年度

2 子どもの権利③

第12条

1 締結国は自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

(2 ここでは略)

第13条

1 児童は、表現の自由についての権利を有する(以下ここでは略)。

(2 ここでは略)

令和4年度

2 子どもの権利④

2016年の児童福祉法改正

・第1条 全て児童は

・、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、
適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

「子どもの権利条約」をようやく反映した法律ができた

令和4年度

2 子どもの権利⑤

・第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

令和4年度

2 子どもの権利⑥

- 現行法では家族間、夫婦間の暴力は「傷害事件」
- 夫婦げんかによる「暴言・暴力」の子どもの目撃は「心理的虐待」
(子どもには暴言や暴力が直接向いていなくても、目撃だけで
脳のダメージがある)
- 生活の中で子どもが「おびえる」ことがないように

令和4年度

2 子どもの権利⑦

- 子が「自分の意見を表現する」機会を十分保証する
- 日頃から「あなたはと思う？」と尋ね、自分の気持ちや考えが
言葉で言える力を伸ばしておく
⇒ 尋ねることで「考える」ことになる
- 「できないから手伝って」というSOSを出す能力を育てる

令和4年度

3 虐待防止の取り組み

- 保護者が体罰を与えることは、令和2年4月から禁止されました(新型コロナウイルス感染症関連の
Newsの陰に隠れ、あまり報道されず残念です)が、子どもは「自分が悪いから親が叱った」と
認識し、大人になっても「親が殴って(正して)くれたから、自分は(反社会の世界に行かず)ま
どもに育った」という、ゆがんだ認知を持ててしまいます。

その認識のまま、自分の子どもを「しつける」つもりで体罰を使うのです。
「首は叩いてしつけるのがあたりまえだった」「ではどうやって叱るのか、どうやってしつける
のか」もよく(児相に来る)親は言います。

体罰だと自覚なく、怒鳴ったり脅したり叩いたりするしつけに対し、子どもは幼いほど自己中
心性が高いため、自分の周りで起こる事象は「自分が悪いから」と思ってしまいます。
⇒ 自分が悪い子だから施設に入るんだ/家に帰れないんだ

令和4年度

3 虐待防止の取り組み②

なぜ体罰はいけないか＝脳の発達にダメージを与えるから
問題行動への体罰や叱責⇒ 恐怖・不安 ⇒ 回避行動

子どもの不適切な行動(問題行動)に対し、体罰や激しい叱責を与えると、子どもの心には恐怖や不安が強まります。

その結果、自分を守るために「怒られないようにしよう」という回避行動が起こります。

結局、体罰は即効性があるのですが、恐怖を生むのです。

令和4年度

3 虐待防止の取り組み③

怒られることを避ける(回避する)ために

- ・泣く、泣きわめく
- ・逃げる、隠れる
- ・「知らない」「僕じゃない」「私じゃない」とうそをつく
- ・「〇〇がやった」「〇〇が悪い」などきょうだいのせいにする
- ・ふてくされる
- ・無言、無視(反抗的)
- ・暴れる
- ・「どうせ俺を殴るんだろ」「殴れよ」など反抗的に挑発する
- ・黙る(怖くて答えられない)、固まる(寝る)

令和4年度

3 虐待防止の取り組み④

3つのF

- ・「闘争」Fight 攻撃的・反抗的・過活動
- ・「逃走」Flight 回避・孤立・ひきこもり
- ・「凍りつき」Freeze 無表情・無反応(解離症状)

※悩まれている方は、この本がわかりやすく描かれていますのでお勧めします
「トラウマのことがわかる本 生きづらさを軽くするためにできること」白川美也子監修
講談社 2019

→最新刊「子どものトラウマがよくわかる本」白川美也子監修 講談社2020

令和4年度

3 虐待防止の取り組み⑤

- ・「怖い」と思うときに、自分を守る方に脳のスイッチが入り、結果として「問題行動」を示す子ども達。そこには「しつけ」の内容は失われてしまっています。
- ・「叱られる、怖い」と思った瞬間に、3つのF(闘争か逃走か、凍りつきか)に入るので、「何がいけない行動なのか」「どうすればよかったのか」が吹っ飛びます。だから体罰は有効なしつけの手段ではないのです。

しつけとは、「起こしたことに對し、二度とその間違いをしないように理解し、自制すること」を身に着けさせることです。

- ・「何やってるの！いい加減にしろ！(殴る)」では、子どもはいつまでたっても「何がいけない」「どうすればよい」が身につかないのです。怒鳴り声にびっくりして「止まる」だけなのです。

反省して子は泣いているのではなく、大人が怖くて泣いている…からまた繰り返してしまう

令和4年度

3 虐待防止の取り組み⑥

間違った行動を育ててしまった子ども達は、学校では

- ・先生を見て態度を変え、優しい先生には尊大な態度をとり、厳しそうな先生にはへりくだるように迎合し、言うことを聞く(例、男性の先生には従順で女性の先生に反抗的) 相手を選ぶところは発達障害とは違うところですが、発達障害+愛着障害はあります
 - ・注意を無視、あるいはにらみつけ反抗的
 - ・うまくいかない場面で(授業中や、友達関係で)激しい怒りを見せ、相手に突っかったり、
 - ・(急に机を蹴り飛ばす、物を投げるなど)物にあたったりする
- 「保護者に言う」「児相の担当者に言う」という言葉に激しく反応し抵抗する、興奮して「言ってみろ、殺す」「殴ってやろうか」と挑発する子もいました

令和4年度

3 虐待防止の取り組み⑦

- これだけの影響があるのですが、激しく混乱されたり、挑発されと養育者は揺らぎます。
 - 虐待による心の傷つきは、人との関わりの中でしか治せません。
 - いらだちを「投げ込まれ」たら、まず離れて切り替えましょう。
なぜこんなにイライラするのか、支援者に話を聞いてもらいましょう。
- ⇒養育者の虐待を予防するためには、観察、相談、忍耐(成長まち)。

令和4年度

3 虐待防止の取り組み⑧

- 児童虐待を防止するためには
- ①関係者と「養育方針」を確認、支援者に定期的に訪問してもらう
- ②こまめな報告・連絡・相談、何があったか、どう対処したかも記録を残す(文字に書くことで冷静に振り返ることができる)
- ③養育者が自分の感情コントロールを意識して「挑発」などに冷静に対応する、冷静になれない場合対応する人を変える、場所を変えるなどして、まず10秒やりすごす
⇒自分のかわりに謝ってくれる「大人」を見て変化することも

令和4年度

4 身体拘束への対応

- 身体拘束が必要？
- 必要な子は、医療機関受診や服薬が必要(脳の過剰興奮)
※服薬管理が必要

令和4年度

4 身体拘束への対応②

では、子どもが暴れたら？

- その場合どうするか、を事前に関係者と打ち合わせておく
- 気持ちが切り替えられないどうしたらよいか、を本人が落ち着いている時に話しておく
⇒自分の部屋でクッションにぶつける、など方略があるか
- その子を抑えようとするよりも、その場を離れる方が効果的な場合がある(つかみ合いも、小さな子がおびえてしまう)

令和4年度

5 アンガーマネージメント・適切な関わり

- 自分の怒りは何からくるのか
- どのように自分の怒りを「10秒」やりすごすか

• 適切な関わりとは、
冷静に子育てが見つめ返せること
子の現在の発達段階と、次の目標が見えていること
必要な愛着関係を構築しつつ、必要なしつけをすること

令和4年度

5 アンガーマネージメント・適切な関わり②

- 適切な関わりとは、

冷静に子育てが見つめ返せること

⇒支援者の観察や助言を参考にする、関係者に「話す」ことで目の前の問題を「離す」

子の現在の発達段階と、次の目標が見えていること

⇒日々の生活の中に、自立に向けたトレーニングを（家族の中での決まった役割やお手伝い）

その子の能力と目標があっているか

必要な愛着関係を構築しつつ、必要なしつけをすること

令和4年度

まとめ

- 「子のために」養育をしようという気持ちは同じでしょう。
- でも養育の「質」はどうでしょうか。
- 自分の養育を振り返り、見つめなおしていただけるきっかけになれば幸いです。

→失敗はつきもの

失敗した理由を振り返り修正すればよい

でも寝顔の子にあやまるよりも、寝る前に謝れる関係が良いですね

令和4年度